

認定こども園 小松谷保育園運営規程

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法法人小松谷福祉会が設置するこの保育所型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 認定こども園 小松谷保育園
- (2) 所在地 京都市東山区渋谷通東大路東入3丁目上馬町553-5

(施設の目的及び運営方針)

第2条 認定こども園小松谷保育園(以下「当園」という。)は、幼児期における教育・保育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うためだけではなく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとの認識のもと、満3歳以上の幼児に対する教育並びに保育を必要とする乳児及び幼児に対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健全な成長が図れるよう適切な環境を整え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 「当園」の職員は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めるものとする。

3 「当園」は、教育基本法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の法令並びに幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものとする。

4 「当園」は、「京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例」その他関係法令を遵守し、運営するものとする。

(利用定員)

第3条 「当園」の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども(満3歳以上の小学校就学前子ども。ただし、次号に掲げるものを除く。以下「1号認定子ども」という。) 2人
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前子ども。以下「2号認定子ども」という。) 48人
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。)のうち、満1歳以上の子ども 33人
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 9人

(提供する保育等の内容)

第4条 「当園」は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育・保育及びその他の便宜の提供を行う。

(1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

(2) 時間外保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第8条に規定する時間の範囲内において、法第59条第2号に規定する時間外保育を提供する。

(3) 送迎

園バスによる送迎を行う（ただし、希望者に限る。）。

(4) 食事の提供

(5) その他教育・保育に係る行事等

第5条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1名

園長は、職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 教頭 1名

教頭は、園長を助け、園務を整理し、必要に応じ園児の教育及び保育をつかさどる。

(3) 主幹保育教諭 2名

園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

(4) 保育教諭・保育士 12名

園児の教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 調理士 1名

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(特定教育・保育の提供を行う日)

第6条 特定教育・保育を提供する日は、2号認定子ども又は3号認定子どもは月曜日から土曜日、1号認定子どもは月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除く。

(教育時間)

第7条 満3歳以上の園児に対する1日当たりの標準的な教育時間は、9時から17時の8時間とする。

なお上記以外の時間帯において月曜日から金曜日の17時から18時30分、土曜日の9時から17時までの範囲内で預かり保育を提供する。

(教育・保育を提供する時間)

第8条 保育を必要とする園児に対し、教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る教育・保育時間

8時30分から16時30分または9時から17時までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は7時30分から8時30分もしくは9時まで、16時30分もしくは17時から19時の範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第9条 「当園」の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を行った市町村が定める利用者負担金を「当園」に支払うものとする。

2 「当園」は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により教育・保育を提供し、法定代理受領を受けないときは、当該保護者から特定教育・保育費用基準額(「京都市子ども・子育て支援法施行条例」第7条において引用する「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣省令第39号)第13条第2項に規定する特定教育・保育費用基準額をいう。)の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じ

るものとする。

- 3 「当園」は、前二項の支払を受けるほか、教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、**別表**に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第10条 「当園」は、1号認定子どもに係る支給認定保護者から利用の申込みを受けたとき又は市町村から特定教育・保育の実施について要請を受けたときは、これに応じるものとする。ただし、次に掲げる場合についてはこの限りではない。

- (1) 利用申込があった1号認定子どもの数及び現に**当園**を利用している1号認定子どもに係る園児の総数が、第3条第1号に規定する利用定員の総数を上回る場合
- (2) 利用要請があった2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び現に**当園**を利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに係る園児の総数が、第3条第2号及び第3号に規定する利用定員の総数を上回る場合
- (3) 当園の現員からは利用申込に応じきれない場合
- (4) その他児童の受入れに当たり自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合

2 前項第1号の事由により支給認定保護者からの利用申込に応じられない場合は、申し込み順により選考を行う。

3 「当園」は、特定教育・保育の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込を行った支給認定保護者に対し、当該運営規程の概要、職員の勤務体制その他事業者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得るものとする。

(利用の終了に関する事項)

第11条 「当園」は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第12条 「当園」の職員は、教育・保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、京都市、支給認定を行った市町村及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 「当園」は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速や

かに行うものとする。

（非常災害対策）

第13条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

（虐待の防止のための措置）

第14条 「当園」は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

（記録の整備）

第15条 「当園」は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（その他運営に関する重要事項）

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

令和2年4月1日から一部改正し施行する。

別表

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分，実費分）

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
給食費（1号・2号認定）	主食費・副食費・おやつ代	月額 7000 円
保護者会費	こぐまサポーターズ費用	月額 700 円
卒対（記念品）	卒園記念品のための費用（年長児のみ）	月額 700 円
子育て支援	家庭持ち帰り用絵本・雑誌費用	月額 500 円程度
写真代	データ月額定額制（行事は別途請求）	月額 500 円
遠足に係る交通費	移動手段に要する経費及び行事に要する経費	実際に要した経費（実費）

※京都市から当園まで通知された免除者の給食費のうち、副食費（¥4500-）については徴収致しません。

※給食費について当該月の前月中に 15 日以上休む旨の申告届があった場合は半額とする。

※1号認定こどもの給食費は2歳児クラス（満3歳児）では徴収いたしません。

2 該当者（利用者）のみ対象となるもの

(1) 時間外保育に係る利用者負担金

① 保育標準時間認定の方

○ 保育標準時間に係る延長保育料（※備考）

18時30分から19時の保育を利用する旨を当園との間であらかじめ取り交わした方については，月額2，500円

② 保育短時間認定の方

○ 保育短時間に係る延長保育料（※備考）

延長保育を利用する旨を当園との間であらかじめ取り交わした方については，1日当たりの利用時間に応じ，以下の料金をお支払いいただきます。

1日当たりの利用時間が

イ 1時間までの場合 → 月額2，500円

ロ 1時間を超え2時間までの場合 → 月額5，000円

ハ 2時間を超える場合 → 月額7,500円

(※備考) 保育料が第1階層(生活保護世帯)及び第2階層(市民税非課税世帯)の方については、延長保育料の減免が可能ですのでお申し出ください。

※ なお、延長保育料については、月額の設定ではなく、以下の例のとおり1回当たりの利用料設定とすることも可能です。

(ア) 30分利用した場合 1回/¥300-

ただし1回当たりの利用料設定とする場合でも、以下の金額が月額負担上限になります。

【利用料上限・地域型保育事業(月額)】 (単位:円)

延長時間	短時間認定			標準時間認定	
	1時間まで	2時間まで	3時間まで	1時間まで	2時間まで
第1階層	0	0	0	0	0
第2階層(母子世帯等)	0	0	0	0	0
第2階層(母子世帯等を除く)	1,000	2,000	3,000	1,000	2,000
上記以外の世帯	2,500	5,000	7,500	2,500	5,000

(2) 1号認定子ども預かり保育に係る負担金

教育標準時間以外で保育を必要とされる場合は、下記の項目で預かり保育を実施します。

○利用料

曜日	時間	預かり保育料
月曜日から金曜日	17時から18時30分	¥500-/日 (おやつ代含)
土曜日	9時から17時	¥1000- (給食費、おやつ代含)

※上記費用の支払を受けた場合は、領収書・保育提供証明書を交付いたします。

※上記以外の時間帯についてはお問い合わせください。

○給付費について

京都市から預かり保育負担金の給付を受け取る場合は事前に施設等利用認定申請書等を当園までご提出ください。

認定区分	要件	給付の上限額
新2号	<u>満3歳児になった次年度の4月1日</u> より小学校就学前のうち家庭において必要な保育を受けることが困難	¥450-/利用日数 ¥11300-/月額上限

	なもの	
新 3 号	上記の要件のうち保護者及び同一世帯員が市民税非課税にあるもの	¥450-/利用日数 ¥16300-/月額上限

※1号認定に加え、新たに施設等利用給付新2号又は新3号認定を受けて頂く必要がございます。

(3) 送迎バス（車両費，燃料費）

送迎バスのご利用はお申込書をご提出ください。

人数	片道	往復
1 人	¥2,600 - /月額	¥4,800 - /月額
2 人目	¥2,400 - /月額	¥4,500 - /月額

※3人目以降は無料となります。

(4) 布団リース代（実費分）

¥1,500- /月額